

千葉県スクールロイヤーの配置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の学校教育に係る諸課題の円滑かつ迅速な解決を図るため、法務相談及び研修等の講師を行う弁護士（以下スクールロイヤーという。）に関し、必要な事項を定める。

(スクールロイヤーの選任)

第2条 スクールロイヤーは毎年度若干名を選任するものとし、本市とスクールロイヤーまたはスクールロイヤーが所属する弁護士法人の間において毎年度委託契約を締結する。

(スクールロイヤーの業務)

第3条 スクールロイヤーは、学校教育に係る諸課題に関する法律上の問題点等について、教育委員会が定める日時に、対面又は電話による法務相談及び研修等の講師を行う。

2 スクールロイヤーは学校の代理人として対外的な活動は行わない。

(スクールロイヤーに関する事務分掌)

第4条 スクールロイヤーに対する法務相談及び研修等の講師に関する事務は、学校教育部教育支援課（以下「教育支援課」という。）において所掌する。

2 法務相談窓口を教育支援課内に開設する。

(法務相談)

第5条 市立学校において、所管事項に係る諸課題等について法務相談を受ける必要が生じたときは、校長は教育支援課長に所定の様式により依頼する。

2 教育支援課長は前項の規定による依頼を受けたときは、法務相談の日時を調整のうえ決定し、校長に通知する。

(研修等の講師)

第6条 研修等の実施に当たり必要な事項は、教育支援課がスクールロイヤー及び研修等実施機関と協議の上決定する。

(活動実績の報告)

第7条 スクールロイヤーは教育支援課長に法務相談及び研修等の講師の活動実績報告をする。ただし、活動実績報告には個人が特定できる情報を取り扱わないものとする。

2 前項の内容は教育支援課に帰属し、学校における課題等の早期解決のために活用することができるものとする。

3 教育委員会は、活動実績の報告を基に本事業の効果的な運用のため、適宜、スクールロイヤーと協議を行うことができる。

(秘密の保持)

第8条 本事業に携わる全ての者は、個人情報の保護に万全を期するものとし、正当な理由

なく職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、スクールロイヤーに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。